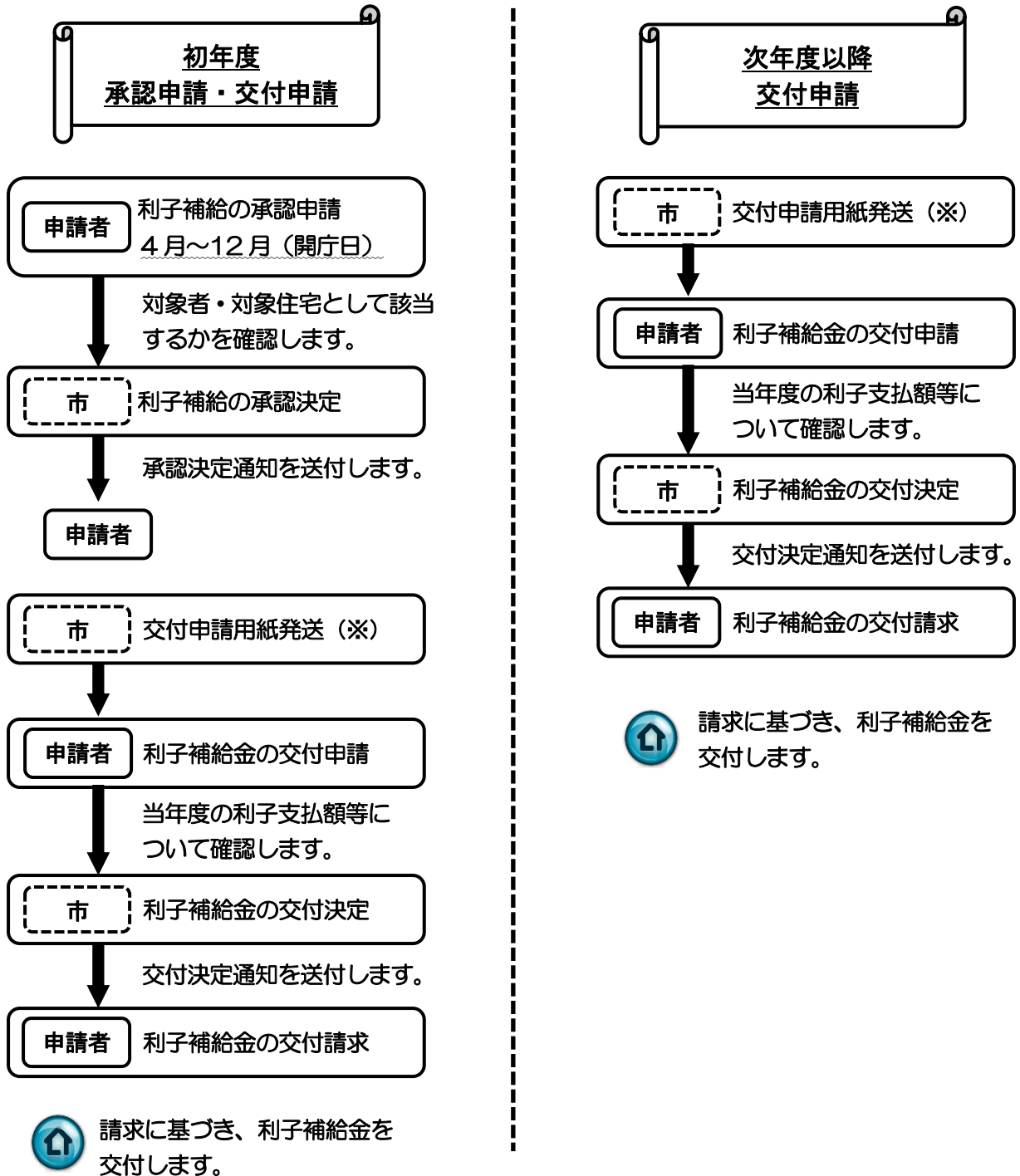




申請から交付までの流れ

利子補給金を受け取るための、申請の流れは次のとおりとなります。



（※） 交付申請に関する注意事項

年度ごとに申請が必要です。毎年、市から交付申請用紙を送付しますので、申請をお願いします。（年度中の利子支払額が上限 10 万円を超えた頃に、順次発送します。）

なお、利子支払額が年度内に上限 10 万円に満たない場合は、2 月に送付しますので、3 月の利子支払後、すみやかに申請してください。年度内に申請がない場合は、利子補給金を交付することができませんので、ご注意ください。